

令和5年5月26日
宮城県公報第406号別冊

住民監査請求に係る監査結果

第1 請求のあった日

令和5年3月24日

第2 請求人

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル4階

仙台市民オンブズマン 代表 島山 裕太

第3 措置請求の内容

できる限り措置請求書の原文に即して記載する。

1 請求の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）242条1項に基づき、自由民主党・県民会議に対して交付された政務活動費の支出について厳正なる監査を行い、違法不当な部分について、宮城県知事に対し、自由民主党・県民会議から宮城県に返還を求める等、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

2 請求の理由

(1) 本件請求の概要

自由民主党・県民会議は、平成29年6月から令和4年2月までの間、世界平和統一家庭連合（以下「旧統一教会」という。）の関連団体の活動に出席するための交通費等として合計51万7400円を支払い、その全額について政務活動費から充当した。

このように政務活動費から充当することは、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（平成16年宮城県条例第38号。以下「条例」という。）等に違反することから、自由民主党・県民会議は違法または不当に政務活動費から充当したというべきであり、これにより宮城県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求めるものである。

(2) 当事者

イ 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、当該不正、不当な行為の是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。

ロ 自由民主党・県民会議は、宮城県議会議員34名が所属する宮城県議会における会派である。

柏佑賢議員（以下「柏議員」という。）、庄田圭佑議員（以下「庄田議員」という。）、高橋伸二議員（以下「高橋議員」という。）、佐々木喜藏議員（以下「佐々木議員」という。）及び石川光次郎議員（以下「石川議員」という。）は、宮城県議会議員であり、自由民主党・県民会議に所属している。

ハ 旧統一教会は、昭和29年に文鮮明によって創設された新興宗教及びその宗教団体である。靈感商法や多額の献金の強要等で社会的に問題となっており、令和4年8月以降、法務省は「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を数度にわたり開催している。

なお、旧統一教会の関連団体については、別紙「旧統一教会関連団体リスト」記載のとおりである。

(3) 旧統一教会の関連団体等の活動等のための支出

柏議員は令和2年7月から令和4年2月までの間、庄田議員は平成29年6月から令和3年12月までの間、高橋議員は平成29年6月から令和3年6月までの間、佐々木議員は平成29年6月から令和4年2月までの間、石川議員は平成29年6月から令和3年6月までの間、旧統一教会の関連団体ないし関連が強く疑われる団体に対して、別紙1「支出一覧表」記載の金額を政務活動費から支出した。

柏議員は合計1万3504円、庄田議員は合計16万0428円、高橋議員は合計14万8294円、佐々木議員は合計15万1972円、石川議員は合計4万3202円を政務活動費から支出しており、当該支出金額の総計は51万7400円に及ぶ。

(4) 政務活動費の使途に関する規制の概要

イ 政務活動費とは、「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し」交付される公金であり（法100条14項）、「その使途の透明性の確保」が求められている（同条16項、条例11条）。

ロ 政務活動費の目的は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を尊重し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図ること」にある（条例2条1項、宮城県議会の「政務活動費の手引」（以下「手引」という。）。本件請求の対象である「調査研究費」の支出とは、「会派又は議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に関する経費」と定められ（条例別表）、交通費もこれに含まれている（手引）。

また、手引には、政務活動費を充当するのに適さない経費として「私的経費への支出」が定められ、具体例として、「団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席」、「宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）」等が挙げられている。

ハ 宮城県においては、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない（条例16条1項）。

(5) 自由民主党・県民会議は違法かつ不当に政務活動費を充当したこと

イ 旧統一教会の関連団体の活動の違法性または不当性

(イ) 岸田文雄首相は、令和4年8月31日、旧統一教会と自民党所属議員の関係について、「団体との関係を断つことを基本方針とし、所属議員に徹底する。」と述べ、同年10月5日には、「旧統一教会と関係を持たないことを徹底するため、地方議員も含めて対応を徹底する。」と明言した。

また、文部科学省は、令和4年11月2日以降、旧統一教会について、宗教法人に対する解散命令に該当する事由が疑われると認め、4回にわたって報告・質問権（宗教法人法78条の2第1項3号）を行使している。すなわち、文部科学省は、旧統一教会について、「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」（宗教法人法81条1項1号）、「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたってその目的のための行為をしないうこと」（同項2号）を疑うに足る事情が存在すると判断している。そして、法務省が「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議を数度にわたり開催していることは前述のとおりである。

さらに、全国霊感商法対策弁護士連絡会によれば、旧統一教会の献金勧誘行為等については、少なくとも28件の民事訴訟において違法性が認められており、その中には、組織的不法行為を認定して不法行為責任（民法709条）を認めたものも存在する。

以上のように、国会、内閣、裁判所の各機関において、旧統一教会は社会的相当性を欠く団体であると認識しているのであり、旧統一教会の関連団体の活動は違法または不当であるというべきである。このような団体の活動は県政とは全く関係がなく、当該団体に関連して支出した経費に政務活動費を充当することは、「住民福祉の増進を図る」（条例2条1項等）どころか、むしろ住民福祉の増進を阻害するものであり、違法または不当であることが推認される。

(ロ) 実際、請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい。

一見して、別紙1「支出一覧表」記載の「PEACE ROADコンサート開会式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェイ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは思われない。

このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法または不当であると推認するのが相当である。

(ハ) したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動内容の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは手引に違反し、違法または不当というべきである。

ロ 旧統一教会の関連団体の活動と疑われるものの違法性または不当性

(イ) 旧統一教会の関連団体の活動のために政務活動費を支出した議員の中には、「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等との間で、世界平和やアジア平等に関する意見交換や講演拝聴を行い、そのための支出を政務活動費から充当している者がいる。

(ロ) 上記団体は、抽象的に記載されているため、必ずしも旧統一教会関連団体とは限らないところであるが、旧統一教会の関連団体と強く疑われる。そして、上記の意見交換や講演拝聴が県政といかに関連しているのかは不明と言わざるを得ない。旧統一教会の関連団体との接触が認められる議員については、同団体との接触を隠蔽すべく「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等と抽象的に報告している可能性が払拭できない。後述のとおり、自由民主党・県民会議は、請求人らの本件請求に関する質問に対して回答を拒否しており、同党派に所属する議員については、旧統一教会の関連団体との接触の疑念はむしろ強まっている。

通常であれば「宗教団体関係者」、「意見交換」程度の活動内容の報告で足りるかもしれない。しかし、前述の社会的相当性を欠くという旧統一教会の団体としての性質も考慮すれば、同団体との接触が認められた議員については、いかなる団体との間で、いかなる意見交換を行ったのかを具体的に明らかにすべきである。

(ハ) したがって、旧統一教会の関連団体との接触が認められた議員については、「宗教団体関係者」等

の相手方を具体的に明らかにするほか、当該意見交換等の具体的内容を明らかにし、かつ、これらに社会的相当性が認められない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、県政との関連性がないものとして手引に違反し、違法または不当というべきである。

(6) 結語

以上のとおり、本件請求の対象である支出を政務活動費から充当することは、違法または不当である。

請求人は、令和4年12月27日、自由民主党・県民会議を含む各会派（無会派を含む）に対して、旧統一教会の関連団体の活動等のための支出につき、政務活動費から充当したことがあるか否か等を質問した。これに対して、自由民主党・県民会議は、令和5年2月17日、個々の議員の問題であると捉えていることを理由に、請求人の上記質問に対する回答を拒否した。なお、自由民主党・県民会議以外の会派（無会派を含む）からは、上記質問に対する回答を得ている。

前述のとおり、政務活動費は会派に支出され、「その使途の透明性の確保」が要求されている。「会派及び議員は、政務活動費をその交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その使途の透明性を確保することにより、県民に対して説明責任を果たさなければならない。」(条例11条1項) のであり、「会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、政務活動費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。」(同条2項) のである。自由民主党・県民会議の上記回答拒否は、このような会派の責務を放棄するものとの非難を免れない。

本件が全国的に問題化しているものであることからすると、監査にあたっては、柏議員、庄田議員、高橋議員、佐々木議員、石川議員から、参加した活動の内容及び相手方の詳細を聴取した上で、適切に事実を認定することを求める。

3 添付資料

- (1) 旧統一教会関連団体リスト
- (2) 支出一覧表
- (3) 統一教会の責任を認めた判決の概要
- (4) 質問状

第4 監査委員の除斥及び請求の受理等

- 1 高橋伸二監査委員及び渡辺忠悦監査委員は、法第199条の2の規定により除斥した。
- 2 本件監査請求は、法第242条第1項及び第2項で定める所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第5 監査の実施

1 監査の対象事項

請求人が別紙1「支出一覧表」において摘示している、平成29年6月から令和4年2月までの政務活動費に係る自由民主党・県民会議を経由した所属議員の支出が、条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成16年宮城県議会訓令甲第3号。以下「条例施行規程」という。）及び手引で定める政務活動費を充てることのできる経費の範囲（以下「使途基準」という。）に違反しており、知事に不当利得返還請求権が発生しているがこれを行使しないという「違法又は不当に財産の管理を怠る事

実」が存するか否かについて、次の事項を対象として監査を行うこととし、その内容は別紙2「措置請求書に係る支出の政務活動費充当状況一覧」のとおりとした。

- (1) 柏議員、庄田議員、高橋議員、佐々木議員及び石川議員が支払った交通費等の全額について政務活動費を充当したこと。
- (2) ただし、高橋議員に係る No. 24の支出は、令和5年4月14日に法第242条第7項の規定により実施した請求人による陳述において、本件監査請求の対象から撤回する意思表示があったため、監査の対象事項から除外する。

2 監査対象箇所等

知事の補助執行者として平成29年度以降の政務活動費の会派等への交付の事務を行った議会事務局を監査対象箇所とした。

また、政務活動費に係る収支報告書及び証拠書類の写し等の調査を行うとともに、自由民主党・県民会議会長、柏議員、庄田議員、高橋議員、佐々木議員及び石川議員を、法第199条第8項の規定による関係人として調査を実施した。

3 請求人による陳述

法第242条第7項の規定に基づき令和5年4月14日に実施した請求人による陳述において、措置請求書を補足する陳述が行われた。その概要は次のとおりである。

(1) 旧統一教会の関連団体の活動のための支出であると判断したプロセス

別紙1「支出一覧表」の記載内容により、旧統一教会の関連団体の活動のための支出であると判断した。そのプロセスは次のとおりである。

イ 「相手方等」欄の記載による判断

別紙1「支出一覧表」について、「相手方等」欄に政務活動の対象となった団体などの記載がある。例えば、No. 16庄田議員の政務活動の「相手方等」欄は「国際勝共連合」と記載がある。国際勝共連合は旧統一教会の関連団体であることに疑いの余地はない。このように、「相手方等」欄に旧統一教会の関連団体の名称が記載されている場合には、旧統一教会関連団体の活動のための支出である可能性が高いと判断している。

ロ 「活動目的及び活動内容等」欄の記載による判断

別紙1「支出一覧表」の「活動目的及び活動内容等」欄に、旧統一教会の関連団体の名称が記載されている場合又は旧統一教会を連想させる用語が記載されている場合は、旧統一教会の関連団体の活動のための支出である可能性が高いと判断している。

例えば No. 12柏議員の政務活動の「活動目的及び活動内容等」欄に「世界平和連合ビジョンセミナー2022」と記載があり、旧統一教会の関連団体の名称が明記されている。また、No. 6柏議員の政務活動には「日韓トンネル推進宮城県民会議『役員会議』」と記載されており、日韓トンネルという用語は旧統一教会を連想させる用語であることから、請求人は、旧統一教会の関連団体の活動のための支出である可能性が高いと判断している。

ハ 「照らし合わせ」による判断

別紙1「支出一覧表」を「年月日」ごとに時系列に並べ替えた補足資料により、他の議員の政務活動報告と照らし合わせることによって、旧統一教会の関連団体の活動のための支出である可能性が高いと判断したものがある。

例えば、No. 59石川議員の政務活動「相手方等」欄は「宗教団体関係者ほか」、「活動目的及び活動内容等」欄は「アジア平和政策について講演拝聴」とのみ記載があるため、旧統一教会の関連団体の活動のための支出であると疑いを抱くには至らないが、他の議員の同日の政務活動と照らし合わせることによって、旧統一教会の関連団体のための支出であると判断した。具体的には、この石川議員の政務活動は、令和3年2月11日だが、No. 6柏議員の同日の政務活動の「活動目的及び活動内容等」欄には「日韓トンネル推進宮城県民会議『役員会議』」と記載があり、ロのとおり旧統一教会の関連が想起させられる用語が記載されている。また No. 39佐々木議員の同日の政務活動も「相手方等」欄に、明確に「世界平和連合」と記載がある。このように他の議員の同日の政務活動の内容と照らし合わせると、No. 59石川議員の政務活動も旧統一教会の関連団体の活動のために支出した可能性が高いと判断した。

(2) 監査への要望

今回の請求に関する監査において、入念な監査を望む事項は「相手方等」や「活動目的及び活動内容等」の具体的な確認である。

例えば、石川議員について、政務活動の「場所」、「相手方等」及び「活動目的及び活動内容等」は大半が抽象的な記載にとどまっている。(1)一ハの「照らし合わせ」によって、旧統一教会の関連団体の活動のための支出である可能性が高いと判断した No. 59は政務活動の「相手方等」が「宗教団体関係者ほか」と抽象的な記載である。No. 51石川議員の政務活動の「場所」は「青葉区内会議室」とあり、「相手方等」も「宗教団体関係者他」と抽象的である。「活動目的及び活動内容等」も「東アジアの平和外交について意見交換」としか記載されていない。

旧統一教会の関連団体との接触が強く疑われる議員については、こうした抽象的な記載によって旧統一教会との関連が隠蔽されている可能性が高いと考えられる。裏返せば、抽象的な記載をすることが、旧統一教会との関連を隠蔽する温床となっているとも考えられる。

今回の監査を行うに当たっては、政務活動の「相手方等」や「活動目的及び活動内容等」を具体的に確認する作業が不可欠であるとする。団体名称を特定することは当然のこととして、例えば前述の「意見交換」については、どのような意見交換がなされたかといった点も具体的に聴取していただきたい。その上で、各議員の政務活動の内容が、宮城県の行政、政治に資するものであるのか否かというのを判断願う。

(3) 請求内容の一部撤回

別紙1「支出一覧表」のNo. 24高橋議員の平成30年12月15日の政務活動について、「相手方等」が「民団関係者」となっており、国際勝共連合関係や旧統一教会関係の支出と考えていたが、提出後他からの指摘がありこの部分は旧統一教会とは関係がないであろうと判断し撤回する。

第6 監査の結果

1 措置請求書に係る支出の政務活動費充当事実等の確認

- (1) 監査対象箇所である議会事務局の関係書類調査の結果、請求人が違法・不当と摘示する支出は、別紙2「措置請求書に係る支出の政務活動費充当事況一覧」のとおり政務活動費が充当されたこと、また、当該政務活動費は、自由民主党・県民会議からの交付請求に基づき、平成29年度は平成29年4月14日から平成29年11月30日までの4回、平成30年度は平成30年4月16日から平成30年12月10日までの3回、平成31年度（令和元年度）は平成31年4月17日から令和元年12月16日までの3回、令和2年度は令和2年4月15日から令和2年10月12日までの2回及び令和3年度は令和3年4月15日から令和3年12月10日までの4回に分けて同会派に交付されたことを確

認した。

- (2) 平成29年度は平成30年6月19日付け、平成30年度は令和元年6月5日付け、平成31年度(令和元年度)は令和2年1月23日付け及び令和2年5月29日付け、令和2年度は令和3年6月3日付け、令和3年度は令和4年5月31日付けで議長から政務活動費に係る収支報告書が知事に提出されたことを確認した。

2 監査対象箇所からの聴き取り及び書面による確認

議会事務局からの聴き取り及び書面により確認した結果は、次のとおりである。

できる限り回答書の原文に即して記載する。

- (1) 請求人の次のような主張に対し、どのように考えますか。

請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい。

一見して、別紙1「支出一覧表」記載の「PEACE ROADコンサート開会式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェイ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは思われない。

このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法又は不当であると推認するのが相当である。

したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 1、2、4から12まで、14から16まで、22、23、31から42まで、44関連)

(回答)

事務局では、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例(以下、「条例」という。)及び政務活動費の手引(以下「手引」という。)等に照らし合わせ、領収書や政務活動記録簿など提出された書類から、対象経費や整合性の有無など、必要な事柄を確認しております。

請求人の主張する活動については、当時、当該議員が、これらの活動は県政に関連する政務活動であると判断して、その必要経費を条例、手引等に則って計上し、その内容について会派が審査し、適正と認めたものであります。

事務局としては、手引等に照らし合わせて、これらを確認した結果、政務活動費を充当するのに適さない経費には当たらないと判断し、受理したもので、手引に違反しているとは考えておりません。

- (2) 請求人の次のような主張に対し、どのように考えますか。

旧統一教会の関連団体の活動のために政務活動費を支出した議員の中には、「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等との間で、世界平和やアジア平等に関する意見交換や講演拝聴を行い、そのための支出を政務活動費から充当している者がいる。

上記団体は、抽象的に記載されているため、必ずしも旧統一教会関連団体とは限らないところであるが、旧統一教会の関連団体と強く疑われる。

したがって、旧統一教会の関連団体との接触が認められた議員については、「宗教団体関係者」等の相手方を具体的に明らかにするほか、当該意見交換等の具体的内容を明らかにし、かつ、これらに社会的相当性が認められない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、県政との関連性

がないものとして「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 3、17から20まで、25から29まで、45から62まで関連)

(回答)

政務活動費に係る政務活動記録簿については、条例施行規程に基づき様式を定め、平成30年12月改訂の手引から、活動記録簿の記載例を掲載しておりますが、相手方や意見交換の内容をどの程度具体的に記載するかについては、議員の判断によります。

仮に、その相手方が旧統一教会の関連団体だとしても、それだけをもって、直ちに違反とは言えず、手引に記載の「政務活動費を充当するのに適さない経費」に照らし合わせて判断することが必要です。

当時、当該議員が、これらの活動は県政に関連する政務活動であると判断して、その必要経費を計上し、その内容について会派が審査し、適正と認めたものであります。

事務局としては、手引等に照らし合わせて、これらを確認した結果、政務活動費を充当するのに適さない経費には当たらないと判断し受理したもので、手引に違反しているとは考えておりません。

- (3) 宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例第15条の規定に基づき、今般の住民監査請求の対象とされた政務活動費に係る収支報告書写しが議長から知事に提出された日を教えてください。

(回答)

(交付年度)	(収支報告書(写)知事あて提出日)
平成29年度交付分	平成30年6月19日
平成30年度交付分	令和元年6月5日
令和元年度(4～11月)交付分	令和2年1月23日
令和元年度(12～3月)交付分	令和2年5月29日
令和2年度交付分	令和3年6月3日
令和3年度交付分	令和4年5月31日

- (4) 当時、議員が日韓トンネル推進宮城県民会議の役員を務めていた場合、当該議員が、その役員会議出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否についてどのように考えますか。(別紙1「支出一覧表」No. 6 関連)

(回答)

手引に規定されているとおり、議員としてではなく、団体役員など、個人としての社会的地位による会合への出席であった場合は、手引に定める「政務活動費を充当するのに適さない経費」の私的経費への支出に該当するため、政務活動費を充当することはできないものと考えます。

- (5) 当時、議員が宮城県平和議員連合懇談会の役員を務めていた場合、当該議員が、その設立会合出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否についてどのように考えますか。(別紙1「支出一覧表」No. 10 関連)

(回答)

手引に規定されているとおり、議員としてではなく、団体役員など、個人としての社会的地位による会合への出席であった場合は、手引に定める「政務活動費を充当するのに適さない経費」の私的経費への支出に該当するため、政務活動費を充当することはできないものと考えます。

- (6) 会費(参加費)に係る領収書の宛名欄に記載がない場合の政務活動費の充当に関する取扱いについてどのように考えますか。(別紙1「支出一覧表」No. 16 関連)

(回答)

領収書の記載事項については、手引に定められておりますが、記載事項に不足がある場合の取扱いは定められておりません。

領収書の記載事項に不足がある場合の取扱いとして、これまで事務局としては、支払先に再発行を求める、若しくは、領収書等添付票の余白に、議員が不足事項を補記する、このいずれかの方法により運用してきております。

今回のケースについては、領収書の記載事項に不足があった宛名欄について、領収書等添付票の余白に宛名が補記されていることから、取扱いに問題はないものと考えております。

- (7) 領収書等添付票によれば、支出内容は国際勝共連合創立50周年記念大会参加費であり、余白に「大会の基調講演を拝聴」と付記されています。

「政務活動費の手引」において、会費（参加費）への政務活動費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとされています。

こうした手引の記載に照らし、政務活動費を充当する妥当性をどのように考えますか。（別紙1「支出一覧表」No. 16 関連）

（回答）

今回の住民監査請求で対象となっているケースについては、事務局が会派に確認したところ、議員から政務活動として当該大会に参加し、必要な情報を得るため、講演を拝聴し、意見交換も併せて行われたものとの回答を得たものであり、事務局としては、手引の記載にあるように、意見交換を伴う団体主催の会議等への参加費用として、政務活動費を充当することは妥当と考えております。

- (8) 政治団体に対する支出に政務活動費を充当する場合の妥当性について、どのように確認していますか。（別紙1「支出一覧表」No. 16 関連）

（回答）

政治団体に対する支出に政務活動費を充当することについては、手引きに定める「政務活動費を充当するのに適さない経費」に該当する「政党活動への支出」であるようなものが見受けられた場合は、会派を通じて議員に確認し、充当するのに適さない経費であると判断した場合は、計上されておりません。

事務局としては、相手方が政治資金規正法における政治団体の場合でも、その活動が、政策課題の調査、情報収集、意見交換等で、県政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費については、政務活動費を充当することは妥当であると考えております。

- (9) 当時、議員が日韓トンネル県民会議の役員を務めていた場合、当該議員が、その設立会議出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否についてどのように考えますか。（別紙1「支出一覧表」No. 33 関連）

（回答）

手引に規定されているとおり、議員としてではなく、団体役員など、個人としての社会的地位による会合への出席であった場合は、手引に定める「政務活動費を充当するのに適さない経費」の私的経費への支出に該当するため、政務活動費を充当することはできないものと考えます。

- (10) 宿泊や交通機関のキャンセル料への政務活動費の充当は、真にやむを得ない事情によりキャンセルした場合に限られるとされています。本件におけるキャンセルの事情について説明してください。（別紙1「支出一覧表」No. 44 関連）

（回答）

H29.6.2に開催された議会運営委員会において、次回の議会運営委員会はH29.6.15に開催することが決定されておりましたが、現職議員の急逝（H29.6.7）に伴う各種会議の運営について協議するため、H29.6.9に議会運営委員会の招集通知が発出され、H29.6.13に議会運営委員会が開催されました。

当時、議会運営委員会の委員長であった当該議員は、議会運営委員会（公務）に出席するため、予定していた当該視察調査をキャンセルしたものであり、真にやむを得ない事情があったものと事務局では考えております。

なお、当時の手引には、キャンセル料の取扱いについての定めはありませんが、第Ⅱ期政務活動費運用検討会議（H29.12～H30.11）において、キャンセル料を充当できる範囲の検討がなされ、平成30年12月改定の手引においては、キャンセル料への充当範囲が明確に定められ、真にやむを得ない事情として、「公務のため」によるキャンセル料が明示されております。

- (11) 今般の住民監査請求の対象とされる政務活動費に関し、当時、政務活動費の適正な運用を確保するため、県民に対する説明責任の確保と会派所属議員に対する指導・監督をどのように行っていましたか。

(回答)

当時、事務局では、提出された書類を手引等に照らし合わせ、必要な事項を確認しており、政務活動費を充当するのに疑義が生じた場合は、その都度、会派を通じて議員に確認しております。

主な確認内容は、書類の提出漏れ、経費按分等の計算誤り、添付書類の整合性の確認などですが、条例や手引等に照らして、明らかに政務活動費の充当ができない項目の領収書等が添付されている場合や疑義があるときは、会派を通じて議員に確認し、会派、議員の判断を仰いでおります。また、議員や会派から事務局に、政務活動費の充当について問い合わせがあった場合には、手引の考え方、過去の住民監査請求の結果、判例、他県の事例等、参考となる情報を提供してまいりました。

議会においては、使途の透明性確保のため、平成13年度から収支報告書の閲覧（当時は政務調査費）及び平成29年度交付分から領収書等を含めたインターネット公開を行ってきたほか、平成28年12月には、議長の下に政務活動費運用検討会議を設置し、政務活動費の運用に関する見直しを継続して行っております。また、事務局としても、手引が改定された都度、及び改選の都度、各議員に手引を配布、説明し、適正な運用の確保に努めております。

なお、県民に対する説明責任として、適正な使用やその使途の透明性の確保が会派及び議員に求められており、会派においては、経理責任者を置き、所属議員への指導・監督を行っているものと認識しております。また、事務局としては、年に1～2回各会派の経理責任者を対象とした「経理責任者会議」を開催し、手引の改正事項や注意事項等の周知を図り、政務活動費の適正な運用の確保に努めてきたところであります。

- (12) 領収書に、宛名や日付のないものは、議員が補記をしているという事務局からの回答ですが、その際、補記の内容を客観的に判断できるものをどのように担保しているか確認したい。補記についても、記録を残していますか。

(回答)

政務活動実績報告書の内容を確認した上で、領収書の補記の内容と一致しているか確認しています。領収書の補記については、日付なしなど数も多く、毎月の確認は59人分（現在は58人分）でコンテナ1つ分に上るため、確認した記録を残すことは業務量的に困難です。

- (13) 請求人による陳述で、政務活動実績報告書（政務活動記録簿）において、政務活動の「相手方等」を具体的に示し、政務活動の内容を明らかにすべきである、という点が特に強調されました。手引の様

式第11号の3の記載例に照らして、どういう記載の在り方が望ましいと思いますか。

(回答)

手引はあくまでも記載例であり、これが基準という明確な定めはありません。ある程度その概要がわかるのであれば、現段階ではやむを得ないと判断しています。

3 関係人（自由民主党・県民会議会長）に対する調査の実施

自由民主党・県民会議会長に対し、書面により調査を実施した。

できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 第1回調査結果

イ 請求人の次のような主張に対し、どのように考えますか。

請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい。

一見して、別紙1「支出一覧表」記載の「PEACE ROADコンサート開会式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェイ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは思われない。

このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法又は不当であると推認するのが相当である。

したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 1、2、4から12まで、14から16まで、22、23、31から42まで、44関連)

(回答)

各議員は政務活動の手引き（以下「手引」）等に照らし合わせて、提出しており、これらの活動は、関係者や出席者などとの意見交換も含めて、それぞれが県政に関連する政務活動として判断し、その必要経費を条例、手引に則って計上している。

調査の内容については、政務活動記録簿に記入、領収書などをすべて添付し提出していることから、これらを確認し、政務活動費を充当することは妥当と考えます。

ロ 請求人の次のような主張に対し、どのように考えますか。

旧統一教会の関連団体の活動のために政務活動費を支出した議員の中には、「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等との間で、世界平和やアジア平和等に関する意見交換や講演拝聴を行い、そのための支出を政務活動費から充当している者がいる。

上記団体は、抽象的に記載されているため、必ずしも旧統一教会関連団体とは限らないところであるが、旧統一教会の関連団体と強く疑われる。

したがって、旧統一教会の関連団体との接触が認められた議員については、「宗教団体関係者」等の相手方を具体的に明らかにするほか、当該意見交換等の具体的内容を明らかにし、かつ、これらに社会的相当性が認められない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、県政との関連性がないものとして「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 3、17から20まで、25から29まで、45から62まで関連)

(回答)

宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」と記載）第2条2項（「地方行財

政等」の解釈については「政務活動費の手引」による（以下略）に基づくものである。内容については各々の政務活動報告書記載の通りであり、国際交流促進、東アジアの有事における的確な県政運営、家庭教育支援強化、社会教育支援強化の参考とするなど県政との関連ある調査であり、政務活動費を充当することは妥当であると考えます。

- ハ 当時、議員が日韓トンネル推進宮城県民会議の役員を務めていた場合、当該議員が、その役員会議出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否についてどのように考えますか。（別紙1「支出一覧表」No. 6 関連）

（回答）

自由民主党・県民会議としては議員として、会議に出席したことについては政務活動費の手引きのうち④「私的経費への支出」とはみなされないと考え支出をしました。

- ニ 当時、議員が宮城県平和議員連合懇談会の役員を務めていた場合、当該議員が、その設立会合出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否についてどのように考えますか。（別紙1「支出一覧表」No. 10 関連）

（回答）

自由民主党・県民会議としては議員として、会議に出席したことについては政務活動費の手引きのうち④「私的経費への支出」とはみなされないと考え支出をしました。

- ホ 領収書等添付票によれば、支出内容は国際勝共連合創立50周年記念大会参加費であり、余白に「大会の基調講演を拝聴」と付記されています。

「政務活動費の手引」において、会費（参加費）への政務活動費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとされています。

こうした手引の記載に照らし、政務活動費を充当する妥当性をどのように考えますか。（別紙1「支出一覧表」No. 16 関連）

（回答）

自由民主党・県民会議としては、基調講演を聴取することにより本県の地域政策について実質的な意見交換を行っており、手引きに基づき適切に支出されているものと考えます。

- ヘ 政治団体に対する支出に政務活動費を充当する場合の妥当性について、どのように審査していますか。

（回答）

各団体については、その活動により、様々な情報や専門的な知見を提供していただく場であると考えます。

県政運営にも大きく資すると思われるので政務活動費を充当することは妥当であると考えます。

- ト 当時、議員が日韓トンネル県民会議の役員を務めていた場合、当該議員が、その設立会議出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否についてどのように考えますか。（別紙1「支出一覧表」No. 33 関連）

（回答）

自由民主党・県民会議としては議員として、会議に出席したことについては政務活動費の手引きのうち④「私的経費への支出」とはみなされないと考え支出をしました。

チ 宿泊や交通機関のキャンセル料への政務活動費の充当は、真にやむを得ない事情によりキャンセルした場合に限られるとされています。本件におけるキャンセルの事情について説明してください。(別紙1「支出一覧表」No. 4 4 関連)

(回答)

本人報告のとおり、急な公務によって変更せざるを得ない状況であったことから政務活動費を充当することは妥当と考えます。

リ 請求人の次のような主張に対し、どのように考えますか。

自由民主党・県民会議は、請求人らの本件請求に関する質問に対して回答を拒否しており、同会派に所属する議員については、旧統一教会の関連団体との接触の疑念はむしろ強まっている。

政務活動費は会派に支出され、「その使途の透明性の確保」が要求されている。「会派及び議員は、政務活動費をその交付の目的に沿って適正に使用するとともに、その使途の透明性を確保することにより、県民に対して説明責任を果たさなければならない。」(条例第11条第1項)のであり、「会派は、政務活動費の適正な使用を確保するため、政務活動費の使用について当該会派に所属する議員を指導監督しなければならない。」(同条第2項)のである。自由民主党・県民会議の上記回答拒否は、このような会派の責務を放棄するものとの非難を免れない。

(回答)

自由民主党・県民会議としては本件請求に関する質問は今回が初めてであり、上記照会内容にある「質問」が住民監査請求を前提としての質問との認識はありませんでした。

つきましては請求人に対して政務活動費の運用などについて、これまで2回、面会の要望を行っていたが、いずれも請求人の都合により延期されており、そのため対面での意見交換ができませんでした。

当方といたしましては、会派全体の意見として請求人に対して面談を望んでいたものであるため、会派の責務を放棄していることは決してありません。

ヌ 今般の住民監査請求の対象とされる政務活動費に関し、当時、政務活動費の適正な運用を確保するため、県民に対する説明責任の確保と会派所属議員に対する指導・監督をどのように行っていましたか。

(回答)

自由民主党・県民会議におきましては、宮城県議会に寄せられた請求人からの要望をもとにこれまでも政務活動費運用検討会議などで幾度か条例や手引きの見直しを行い、政務活動費の使途等については、他の都道府県に比しても特に厳格な縛りを設けてきていると考えます。

そのことから、各議員から提出される報告書については、会派でチェックをおこなうとともに、会派総会等にて各議員に手引に基づく適正な使用について指導監督を行ってきたところであります。県民の皆様に対してもその使途については、インターネット上での公開や、議会事務局における閲覧など、説明責任の確保を図っております。

会派として、その方向性は維持し、各議員に対する指導、監督を引き続き行ってまいりたい所存です。

(2) 第2回調査結果

標記請求の対象とされた政務活動費に係る「政務活動実績報告書(政務活動記録簿)」において、目的地や相手方等の記載が抽象的なものが見受けられます。

政務活動費の透明性を確保する観点から、「政務活動費の手引」の記載例(下記参照)に準じた記載とすることについて、貴会派としてどのように考えますか。

様式第11号の3(第6条関係)

政務活動実績報告書(政務活動記録簿)

記載例

会派名 ○○会派
議員名 宮城一郎

活動年月日 ●年●月●日
支払額 3,360 円 移動距離 105 km

・該当する使途項目を「○」又は「✓」で表示する。
・1日に複数の使途項目に係る活動がある場合、複数にチェックしても差し支えない。(用紙を分けても可)
・複数の使途項目にチェックし、事實を支払証明書で計上する場合は、主な使途項目にまとめても差し支えないものとする。

調査研究	研修	広聴広報	要請陳情	会議
○				

※様式は、縦長に作成しても差し支えないものとする。

目的地		所要時間	相手方等	活動目的及び活動内容
市町村名等	場所(会場等)			
青葉区	議会棟	1時間	県土木部職員	今年度の県道整備事業について、事業計画の説明を受けるとともに、各路線の事業推進に係る課題について、意見交換。
利府町	森郷地区水田	40分	農業従事者及び役場農政課職員	野生鳥獣による農業被害の実態と対応についてヒアリング
石巻市中央	石巻グランドホテル	1.5時間	石巻管内介護保険事業者連絡会会員	社会福祉協議会主催の介護保険事業者研修会を視察し、研修会後の懇談会において、石巻管内の介護保険事業者から、最近の要介護者の傾向と、介護事業の課題についてヒアリング及び意見交換

(注) 移動距離は、自家用自動車で行った場合に記載すること。

(回答)

「政務活動費の手引」の記載例に準じた記載となるよう、今後も引き続き会派として指導してまいります。

4 関係人(会派所属議員)に対する調査の実施

柏議員、庄田議員、高橋議員、佐々木議員及び石川議員に対し、書面により調査を実施した。できる限り回答書の原文に即して記載する。

(1) 第1回調査結果

イ 柏議員

(イ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい。

一見して、別紙1「支出一覧表」記載の「PEACE ROADコンサート開会式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェイ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは思われない。

このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法又は不当であると推認するのが相当である。

したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 1、2、4から12まで関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動費を充当した理由	②調査研究の目的・内容	③県政への関わり・成果
1 宮城から祈りを込めて世界へ PEACE ROADコンサート開会式に出席	宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」と記載）第2条2項（「地方行財政等」については「政務活動費の手引き」による（以下略））に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	友好親善を目的に、日韓関係の在り方や相互理解が深まり諸課題の解決に繋がることから参考にした
2 平和連合第2回議員書写道	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	世界情勢の調査から、防衛力向上等の県政運営の参考にした
4 平和連合「議員書写道および勉強会」	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	世界情勢の調査から、家庭力強化等の県政運営の参考にした
5 スマイルコンサート in SHIOGAMAに出席	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	地域連携及び住民との交流から、地域振興の向上への参考にした
6 日韓トンネル推進宮城県民会議「役員会議」	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	日韓関係の在り方や議連立ち上げ等について検討を行った
7 平和連合主催勉強会に参加	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	世界情勢の調査から、国民の生命および財産を守る政策等、本県の県政運営についての参考にした
8 世界平和統一家庭連合宮城教区主催 東日本大震災から10年を迎えてOnline Festival 2021「Rally of Hope in MIYAGI」に参加	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	地域振興の調査から、本県の県政運営の参考にした
9 平和連合「書写道勉強会」社会情勢等について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	社会情勢等の調査から、有事における的確な県政運営の参考とした

10 日本世界平和議員連 合 「宮城県平和議員連 合懇談会・設立会合」	条例第2条2項に基づく ものである	政務活動報告書 記載の通り	日韓の諸課題解決に向 け、友好関係を築くこ とによる議連立ち上げ 等について懇談を行っ た
11 平和連合「書写道」 政治に関わる諸課題 について意見交換	条例第2条2項に基づく ものである	政務活動報告書 記載の通り	政治に関わる諸課題の 調査から、有事におけ る的確な県政運営の参 考とした
12 宮城県平和大使協議 会「世界平和連合ビジ ョンセミナー202 2」	条例第2条2項に基づく ものである	政務活動報告記 載の通り	世界情勢の調査から、 有事における的確な県 政運営の参考とした

(ロ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

旧統一教会の関連団体の活動のために政務活動費を支出した議員の中には、「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等との間で、世界平和やアジア平等に関する意見交換や講演拝聴を行い、そのための支出を政務活動費から充当している者がいる。

上記団体は、抽象的に記載されているため、必ずしも旧統一教会関連団体とは限らないところであるが、旧統一教会の関連団体と強く疑われる。

したがって、旧統一教会の関連団体との接触が認められた議員については、「宗教団体関係者」等の相手方を具体的に明らかにするほか、当該意見交換等の具体的内容を明らかにし、かつ、これらに社会的相当性が認められない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、県政との関連性がないものとして「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 3 関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動費を充当した理由	②調査研究の目的・内容	③県政への関わり・成果
3 地域振興に関 する勉強会	条例第2条2項に基づく ものである	政務活動報告記 載の通り	地元住民と地域振興に関して 懇談を行ったものであり、当 団体とは関係がない

(ハ) 日韓トンネル推進宮城県民会議役員会議に出席する必要性について説明してください。(別紙1「支出一覧表」No. 6 関連)

(回答)

日韓の友好関係の構築に関する役員会議であり、他県での取り組みや実現性等を参考に、日韓関係の在り方や議連立ち上げに必要なことから出席した

(ニ) 当時、日韓トンネル推進宮城県民会議の役員でしたか。

(役員であった場合には (ホ) にもお答えください。)

(回答)

いいえ

(ホ) 当時、日韓トンネル推進宮城県民会議の役員を務めていた場合、役職名は何でしたか。また、役員会議出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否について説明してください。

(回答)

(二) の回答が「いいえ」のため回答なし

(ヘ) 日本・世界平和議員連合「宮城県平和議員連合懇談会・設立会合」に出席する必要性について説明してください。(別紙1「支出一覧表」No. 10 関連)

(回答)

日韓の友好関係に向けた設立会合であり、本県の国際交流促進のための参考とするため出席をした

(ト) 当時、宮城県平和議員連合懇談会の役員でしたか。

(役員であった場合には(チ)にもお答えください。)

(回答)

はい

(チ) 当時、宮城県平和議員連合懇談会の役員を務めていた場合、役職名は何でしたか。また、設立会合出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否について説明してください。

(回答)

当時、事務局次長を務めていたが、現在は務めていない。

平和で安全な社会実現と、県民の暮らしを守ることについては、宮城県に寄与するものと考えられ、政務活動費として適切であると認識している。

ロ 庄田議員

(イ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい。

一見して、別紙1「支出一覧表」記載の「PEACE ROADコンサート開会式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェイ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは思われない。

このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法又は不当であると推認するのが相当である。

したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 14から16まで関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動費を充当した理由	②調査研究の目的・内容	③県政への関わり・成果
14 国際ハイウェイ構想・日韓トンネル建設プロジェクトの歴史的経緯と今後の展望、各都道府県における推進議連等の状況について	宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」と記載）第2条2項（「地方行財政等」の解釈については「政務活動費の手引」による（以下略））に基づくものである	政務活動報告書記載の通り	他県での取り組みや実現性等を参考にし、日韓関係の在り方や議連立ち上げ等について検討を行った
15 宮城県議視察団の旅行費用(福岡・佐賀)の支払い	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書記載の通り	原発立地県における再稼働是非の判断の参考とした
16 「国際勝共連合創立50周年記念大会」参加費	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした

(ロ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

<p>旧統一教会の関連団体の活動のために政務活動費を支出した議員の中には、「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等との間で、世界平和やアジア平等に関する意見交換や講演拝聴を行い、そのための支出を政務活動費から充当している者がいる。</p> <p>上記団体は、抽象的に記載されているため、必ずしも旧統一教会関連団体とは限らないところであるが、旧統一教会の関連団体と強く疑われる。</p> <p>したがって、旧統一教会の関連団体との接触が認められた議員については、「宗教団体関係者」等の相手方を具体的に明らかにするほか、当該意見交換等の具体的内容を明らかにし、かつ、これらに社会的相当性が認められない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、県政との関連性がないものとして「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。</p>

(別紙1「支出一覧表」No. 17から20まで関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動費を充当した理由	②調査研究の目的・内容	③県政への関わり・成果
17 世界情勢についての講演を拝聴	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書記載の通り	世界情勢の調査から、国際取引・インバウンド誘客等の県政運営のリスク等についての参考とした
18 東アジアの平和と安全フォーラムを聴講	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした

19 緊迫する東アジア情勢と今後についての講演を拝聴	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
20 アジアの平和と繁栄に関する講演を拝聴	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした

(ハ) 会費（参加費）に係る領収書の宛名が記載されていない経緯と、政務活動費の充当に関する考え方について説明してください。（別紙1「支出一覧表」No. 16 関連）

（回答）

受付時に機械的に領収書を渡され、また、受付が混雑し領収書の宛名書きを依頼できる状況になかったこと、その後の予定もあり会終了後直ぐ移動したため宛名なしとなった。基調講演は条例第2条2項に基づくものであり、手引きに基づき適切に支出しているものと認識している。

(ニ) 領収書等添付票によれば、支出内容は国際勝共連合創立50周年記念大会参加費であり、余白に「大会の基調講演を拝聴」と付記されています。

「政務活動費の手引」において、会費（参加費）への政務活動費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとされています。

こうした手引の記載に照らし、政務活動費を充当する妥当性をどのように考えますか。（別紙1「支出一覧表」No. 16 関連）

（回答）

民主主義を如何に守り共産化から東アジアを守るのかという主旨の講演と記憶している。多様な主義主張を拝聴することは、有事の際に本県で必要となる措置等について議論を行うために必要な情報収集に繋がる。また、出席者との意見交換の機会もあった。これらに加え、条例第2条2項に照らし合わせても充当は妥当と認識している。

(ホ) 政治団体に対する支出に政務活動費を充当する場合の妥当性について、どのように判断していますか。

（回答）

飲食なしかつ政治資金パーティーではないこと、講演の主旨が条例第2条2項に基づくものであったこと、また、当該団体は月刊誌を発行していると伺っており、外形的にも活動実態がある団体であることが明らかであることなどから、政務活動費の充当は妥当と認識している。

ハ 高橋議員

(イ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい。

一見して、別紙1「支出一覧表」記載の「PEACE ROADコンサート開会式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェ

イ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは思われない。

このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法又は不当であると推認するのが相当である。

したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 22、23関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動費を充当した理由	②調査研究の目的・内容	③県政への関わり・成果
22 国際ハイウェイ構想・日韓トンネル建設プロジェクトの歴史的経緯と今後の展望、各都道府県における推進議連等の現状調査	宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」と記載)第2条2項(「地方行財政等」の解釈については「政務活動費の手引き」による(以下略))に基づく	政務活動報告書記載の通り	他県での取り組みや実現性等を参考にし、日韓関係の在り方や議連立ち上げ等について検討を行った
23 宮城県議視察団佐賀県玄海町視察研修旅行費用の支払い	条例第2条2項に基づき充当	政務活動報告書記載の通り	原発立地県における再稼働の是非の判断の参考とした

(ロ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

旧統一教会の関連団体の活動のために政務活動費を支出した議員の中には、「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等との間で、世界平和やアジア平等に関する意見交換や講演拝聴を行い、そのための支出を政務活動費から充当している者がいる。

上記団体は、抽象的に記載されているため、必ずしも旧統一教会関連団体とは限らないところであるが、旧統一教会の関連団体と強く疑われる。

したがって、旧統一教会の関連団体との接触が認められた議員については、「宗教団体関係者」等の相手方を具体的に明らかにするほか、当該意見交換等の具体的内容を明らかにし、かつ、これらに社会的相当性が認められない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、県政との関連性がないものとして「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 25から29まで関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動費を充当した理由	②調査研究の目的・内容	③県政への関わり・成果
25 日韓の交流促進事業参加	条例第2条2項に基づく充当	政務調査活動報告書記載の通り	日韓交流の促進のための参考とした

26 総会・講演会・懇親会出席	条例第2条2項に基づく 充当	政務活動報告書記載 の通り	ベトナムからの外国人材 の就業促進をはかる等の 国際交流を推進した
27 国際情勢について講演受け	条例第2条2項に基づく 充当	政務活動報告書記載 の通り	危機管理の分野において 参考とした
28 日韓交流促進について講演受講	条例第2条2項に基づく 充当	政務活動報告書記載 の通り	日韓交流促進のための参 考とした
29 文化振興について講演受講	条例第2条2項に基づく 充当	政務活動報告書記載 の通り	文化振興・生涯学習の分 野において参考とした

ニ 佐々木議員

(イ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

<p>請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい。</p> <p>一見して、別紙1「支出一覧表」記載の「PEACE ROADコンサート開会式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェイ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは思われない。</p> <p>このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法又は不当であると推認するのが相当である。</p> <p>したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。</p>

(別紙1「支出一覧表」No. 31から42まで関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動費を充当した理由	②調査研究の目的・内容	③県政への関わり・成果
31 日韓トンネル建設プロジェクト現地視察、意見交換	宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」と記載)第2条2項(「地方行財政等」の解釈については「政務活動費の手引」による(以下略))に基づく	政務活動報告書記載の通り	隣国との交通アクセスの向上は文化的、経済的にもお互いの利益になると考え、現地調査し、意見交換を行い県政運営の参考とした。
32 宮城県議視察団佐賀県玄海町視察研修旅行費用の支払い	上記に同じ	上記に同じ	原発再稼働は宮城県民の暮らしにとって大きな政策課題であり、原発立地県として、現地調査し、意見交換を行い県政運営の参考とした。

33 日韓トンネル県民 会議設立大会出席 構想実現に向けて の意見交換	上記に同じ	上記に同じ	日韓トンネル構想を調査することは、宮城県にとっても大きな経済効果や世界平和に寄与するものと期待され、意見交換を行い県政運営の参考とした。
34 世界平和について 周辺諸国との関係 改善や環境整備に ついて勉強会	上記に同じ	上記に同じ	世界平和について周辺諸国との関係改善や環境整備について勉強会に参加し、意見交換を行い県政運営の参考とした。
35 ピースロードフェ スティバル参加、 復興支援について 意見交換	上記に同じ	上記に同じ	ピースロードフェスティバルに参加し、世界平和と東日本大震災の復興支援について、意見交換を行い、県政運営の参考とした。
36 ピースロード 2019 仙台大 会出席、意見交換	上記に同じ	上記に同じ	ピースロード2019仙台大会に参加し、世界平和と東日本大震災の復興支援について、意見交換を行い、県政運営の参考とした。
37 会長講演会出席、 世界平和について 意見交換	上記に同じ	上記に同じ	平和で安全な社会実現と、県民の暮らしを守ることにについて、意見交換を行い県政運営の参考とした。
38 家庭と社会、青少 年健全育成につ いて意見交換	上記に同じ	上記に同じ	家庭と社会、青少年健全育成について意見交換を行い県政運営の参考とした。
39 国際交通網構想に ついて勉強会	上記に同じ	上記に同じ	陸路、海路、空路等の国際交通網構想について、調査、意見交換を行い、県政報告の参考とした。
40 宮城県の人口動 態、コロナウイル ス感染症につ いて意見交換	上記に同じ	上記に同じ	県民の生命と健康を守るために人口動態の変遷及びコロナウイルス感染症について意見交換を行い、県政運営の参考とした。

4 1 世界平和と日韓トンネルについて意見交換	上記に同じ	上記に同じ	日韓トンネル構想を調査することは、宮城県にとっても経済効果や世界平和に寄与するものと期待され、意見交換を行い県政運営の参考とした。
4 2 世界平和、家庭愛和について意見交換	上記に同じ	上記に同じ	世界平和、家庭愛和について意見交換を行い、県政運営の参考とした。

(ロ) 日韓トンネル県民会議設立大会に出席する必要性について説明してください。(別紙1「支出一覧表」No. 3 3 関連)

(回答)

日韓トンネル構想を調査することは、経済発展や文化的交流の促進に資すると考え、設立大会に参加し、県政運営の参考とした。

(ハ) 当時、日韓トンネル県民会議の役員でしたか。

(役員であった場合には(ニ)にもお答えください。)

(回答)

はい。

(ニ) 当時、日韓トンネル県民会議の役員を務めていた場合、役職名は何でしたか。また、設立大会出席のための旅費について、政務活動費を充当することの適否について説明してください。

(回答)

当時、日韓トンネル県民会議議長を務めていたが、現在は務めていない。

日韓トンネル構想を調査することは、宮城県にとっても経済効果等に寄与するものと考えられ、政務活動費として適切であると認識している。

ホ 石川議員

(イ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい。

一見して、別紙1「支出一覧表」記載の「PEACE ROADコンサート開会式」、「議員書写道」、「スマイルコンサート」、「日韓トンネル」、「世界平和連合ビジョンセミナー」、「国際ハイウェイ構想」、「国際勝共連合創立50周年記念大会」等が県政に関連するとは思われない。

このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法又は不当であると推認するのが相当である。

したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。

(別紙1「支出一覧表」No. 4 4 関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動費を 充当した理由	②調査研究の 目的・内容	③県政への 関わり・成果
4 4 宮城県議視察団の旅行 費用(キャンセル手数料)の支払い	視察日程と公務が重なったため、 宮城県議会政務活動費の手引きに 基づきキャンセル料を充当した。		

(ロ) 請求人の次のような主張に対し、①該当する支出に政務活動費を充当した理由、②調査研究の目的・内容、③県政への関わり・成果の観点から説明してください。

<p>旧統一教会の関連団体の活動のために政務活動費を支出した議員の中には、「宗教団体関係者」、「国際平和活動団体」等との間で、世界平和やアジア平等に関する意見交換や講演拝聴を行い、そのための支出を政務活動費から充当している者がいる。</p> <p>上記団体は、抽象的に記載されているため、必ずしも旧統一教会関連団体とは限らないところであるが、旧統一教会の関連団体と強く疑われる。</p> <p>したがって、旧統一教会の関連団体との接触が認められた議員については、「宗教団体関係者」等の相手方を具体的に明らかにするほか、当該意見交換等の具体的内容を明らかにし、かつ、これらに社会的相当性が認められない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは、県政との関連性がないものとして「政務活動費の手引」に違反し、違法又は不当というべきである。</p>

(別紙1「支出一覧表」No. 4 5 から 6 2 まで関連)

(回答)

No.	①該当する支出に政務活動 費を充当した理由	②調査研究の 目的・内容	③県政への関わり・ 成果
4 5 世界平和に関する 国際交流について 意見交換	宮城県議会における政務活 動費の交付に関する条例(以 下「条例」と記載)第2条2 項(「地方行財政等」の解釈 については「政務活動費の手 引」による(以下略))に基 づくものである	政務活動報告書 記載の通り	本県における国際交流促 進のための参考とした
4 6 国際交流について 意見交換	条例第2条2項に基づくも のである	政務活動報告書 記載の通り	本県の国際交流促進のた めの参考とした
4 7 国際平和活動につ いて意見交換	条例第2条2項に基づくも のである	政務活動報告書 記載の通り	本県の国際交流促進のた めの参考とした
4 8 家族のあり方につ いて講演拝聴・意見 交換	条例第2条2項に基づくも のである	政務活動報告書 記載の通り	本県の家庭教育支援強化 の参考とした

49 近隣諸国との平和外交について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
50 国際親善事業について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	本県の国際交流促進のための参考とした
51 東アジアの平和外交について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
52 社会教育の在り方について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	本県の社会教育施策強化の参考とした
53 東アジアの安全保障と外交について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
54 世界平和について意見交換・講演拝聴	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
55 東アジアの安全保障について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
56 東アジア平和運動について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
57 アジア平和運動について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
58 東アジア情勢について講演拝聴・意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした

59 アジア平和政策について講演拝聴	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
60 東アジア平和的外交に関する講演拝聴・意見交換（オンライン会議）	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
61 平和外交についてズーム会議・講演拝聴	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした
62 東アジアの現状について意見交換	条例第2条2項に基づくものである	政務活動報告書 記載の通り	東アジアのカントリー・地政学リスクの調査から、有事における的確な県政運営の参考とした

(ハ) 宿泊や交通機関のキャンセル料への政務活動費の充当は、真にやむを得ない事情によりキャンセルした場合に限られるとされています。本件におけるキャンセルの事情について説明してください。

(別紙1「支出一覧表」No. 44関連)

(回答)

視察日程と公務が重なったため。(議会運営委員長として議会運営委員会と予算特別委員会理事會に出席)

(2) 第2回調査結果

イ 柏議員に対する調査項目

標記に関する先般の照会に対し、以下のとおり御回答を頂きました。

(1) -イ- (へ)「日韓の友好関係に向けた設立会合であり、本県の国際交流促進のための参考とするため出席をした」

(1) -イ- (チ)「平和で安全な社会実現と、県民の暮らしを守ることについては、宮城県に寄与するものと考えられ、政務活動費として適切であると認識している。」

(1) -イ- (イ) No. 10「日韓の諸課題解決に向け、友好関係を築くことによる議連立ち上げ等について懇談を行った」

これらの御回答を踏まえ、更に以下のとおりお伺いします。

(イ) 懇談の内容（特に県政との関わりについて）

(ロ) 日本世界平和議員連合「宮城県平和議員連合懇談会・設立会合」に出席された際、当該団体からの旅費等の支給の有無

ロ 佐々木議員に対する調査項目

標記に関する先般の照会に対し、以下のとおり御回答を頂きました。

(1) -ニ- (ロ)「日韓トンネル構想を調査することは、経済発展や文化的交流の促進に資すると

考え、設立大会に参加し、県政運営の参考とした。」

(1) -ニ- (ニ)「日韓トンネル構想を調査することは、宮城県にとっても経済効果等に寄与するものと考えられ、政務活動費として適切であると認識している。」

(1) -ニ- (イ) No. 33「日韓トンネル構想を調査することは、宮城県にとっても大きな経済効果や世界平和に寄与するものと期待され、意見交換を行い県政運営の参考とした。」

これらの御回答を踏まえ、更に以下のとおりお伺いします。

(イ) 意見交換の内容（特に県政との関わりについて）

(ロ) 日韓トンネル県民会議設立大会／構想実現に向けての意見交換に出席された際、当該団体からの旅費等の支給の有無

ハ イ及びロの調査項目について、自由民主党・県民会議会長から「調査研究費の計上額等に錯誤があったことが判明し（中略）修正及び返還したことから、両議員に対する照会事項が消滅したため、回答書の提出はありませんでした」との回答があった。

5 政務活動費充当額の一部返還事実の確認

別紙2「措置請求書に係る支出の政務活動費充当状況一覧」のうち、No. 10の令和3年8月31日付け支払に係る日本世界平和議員連合「宮城県平和議員連合懇談会・設立会合」に係る旅費1,120円及びNo. 33の平成29年12月3日付け支払に係る日韓トンネル県民会議設立大会出席・構想実現に向けての意見交換に係る旅費3,264円とその関連する有料道路通行料等1,330円を合わせた4,594円について、令和5年5月8日付けで収支報告書が修正され、同年5月9日に返還、同日付けで県が収納したことを議会事務局関係書類及び宮城県財務システムにより確認した。

第7 判断

政務活動費は、法第100条第14項及び第15項の規定を受け、条例及び条例施行規程の定めるところにより交付されており、財務会計を適正に執行し、不適正な場合には是正を求めることは知事の責務である。

法が条例等の定めに委ねる政務活動費については、政務活動が執行機関に対する監視機能を果たすための活動としての性格を帯びていることもあり、基本的に議会の自律を尊重し、議会自らが適正な運用を図るべきものとされている。したがって、会派等による政務活動費の支出が明らかに不適正である場合を除き、知事は、議長の判断を尊重するべきものである。

また、平成22年3月23日の最高裁判決において、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」と判示され、令和2年9月30日の名古屋高裁判決において、政務活動費についても「議員の政務活動費の支出対象となりうる活動の範囲は広範囲に及びうるものであり、議会自身の自律的判断を尊重すべきものである」と判示されているとおり、会派又は議員の政務活動は、県政全般に及び、その調査研究その他の活動の対象、方法も広範かつ多岐にわたるものであり、手段方法及び内容の選択に当たっては、会派又は議員の自主性及び自律性を尊重すべきであることから、会派又は議員の広範な裁量的判断に委ねられている。

条例第2条に定める別表及び条例施行規程が定めている使途基準の内容は、法第100条第14項にいう「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」を具体化したものである。また、「政務活動費の手引」については、条例及び条例施行規程を補完する指針として県議会において定められ、対象外となる経費や、諸手続などを示しており、具体的支出の使途基準適合性の判断に当たってより

どころとされるべきものであることから、調査事項は、法及び条例を踏まえて県議会が定めた手引に規定する使途基準に違反した政務活動費の充当が行われたか否かとした。

したがって、確認された事実を使途基準に照らして、支出に係る会派又は議員の判断に客観的な合理性が明らかに認められない場合には、「議員の調査研究及びその他の活動」としての必要性・適法性を認めることができず、知事に、返還請求の勧告を行う。

それ以外の場合は、請求に理由がないと判断する。

以上のような観点に立って判断した結果を以下に記載する。

1 監査請求に係る支出の使途基準該当性について

(1) 参加費

本件請求に係る支出のうち、No. 16は参加費、その他は旅費であると認められるところ、参加費について、手引は、「会費（参加費）への政務活動費の充当に際しては、支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであり、実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする」と規定している。また、判例においても、「地域で開催される各種の会合に出席して他の出席者との間で情報交換等を行うことは、議員としての調査研究のための外部折衝であるという側面を有することは一概に否定できない」（平成28年3月11日 東京地方裁判所判決）とされている。

当該参加費に政務活動費を充当する妥当性について、関係人は、第6-4-(1)-ロー(二)のとおり、多様な主義主張を拝聴することは、有事の際に本県で必要となる措置等について議論を行うために必要な情報収集に繋がること、また、出席者との意見交換の機会もあったことなどを説明しており、監査対象箇所に対する監査及び会派に対する関係人調査の結果からも、これを否定する特段の事情は認められなかった。

このため、当該経費に政務活動費を充当したことについては、使途基準に違反しているとはいえ、違法・不当とは認められない。

また、政務活動費に係る収支報告書等は、条例に基づき閲覧の対象にされているが、団体の活動内容や実態を公開することまでは義務付けられておらず、団体の活動内容が公開されていないことのみをもって、手引の規定等に照らし違法又は不当とはいえないほか、団体の活動内容や社会的評価により政務活動費の充当の適否を判断すべきと解することもできない。

なお、手引では、領収書等の写しには「イ 宛て先、日付、支出金額」、「ロ 領収書作成者の住所・会社名（団体名）・代表者名（氏名）」及び「ハ 支出目的：〇月分給料として、〇月分コピー機リース料として」の記載が必要とされているが、本件支出に係る領収書には宛名の記載がなく、領収書等添付票の余白に、当該議員が支払者である旨が議員本人により補記されていることが認められた。この取扱いについて議会事務局に確認したところ、第6-2-(6)のとおり、領収書の記載事項に不足がある場合、支払先に再発行を求める、若しくは領収書等添付票の余白に議員が不足事項を補記する、このいずれかの方法により運用しており、補記の内容を客観的に確認するものとして、第6-2-(12)のとおり、政務活動実績報告書（政務活動記録簿）の内容が補記の内容と一致していることを確認しているとの説明があった。さらに、議員に対する関係人調査への回答では、第6-4-(1)-ロー(ハ)のとおり、受付時に機械的に領収書を渡され、また、受付が混雑し領収書の宛名書きを依頼できる状況になかったとの説明があった。これらの説明と、議会事務局が保管している領収書等添付票及び政務活動実績報告書（政務活動記録簿）の調査結果から、支払の事実が疑われるような事情は認められず、直ちに手引の規定に違反することにはならない。

(2) 旅費

はじめに、県が支出した平成29年度及び令和3年度の政務活動費に係る会派の支出のうち、別紙1「支出一覧表」No. 10に係る旅費1,120円及びNo. 33に係る旅費3,264円については、収支報告書の修正手続を経て令和5年5月9日に全額返還されたことにより、知事が財産の管理を怠っているという事実を認めることはできない。

旅費について、手引は「政務活動を行うための旅行・移動に要する経費」としていることから、当該政務活動に係る政務活動実績報告書（政務活動記録簿）の記載等に即して、使途基準に照らし、政務活動費充当の適否を判断することが適当である。また、手引においては、調査研究費の対象となる具体的な活動例として、県内外における現地調査・視察や、各種団体が主催する会議等への参加が示されている。

そこで、議会事務局が保存している領収書等添付票及び政務活動実績報告書を確認し、あわせて第6-4-(1)及び(2)のとおり関係人調査を実施し、請求人の主張に対し各支出に係る調査研究の目的・内容、県政への関わり・成果の観点から説明を求めた結果、第6-4-(1)-イ(イ)及び(ロ)、ロ(イ)及び(ロ)、ハ(イ)及び(ロ)、ニ(イ)、ホ(イ)及び(ロ)のとおり、地域振興、危機管理、国際交流、復興支援などの分野において県政運営の参考とした等の説明があり、監査対象箇所に対する監査及び会派に対する関係人調査の結果からも、これらの説明を否定する特段の事情は認められなかった。

請求人から、団体の活動が県政と関わりがない旨の具体的な摘示がなされておらず、また、本件各支出が手引に定める私的経費への支出など、政務活動費を充当するのに適さない経費に該当することも認められないことから、当該経費に政務活動費を充当したことが、使途基準に違反しているとはいえず、違法・不当とは認められない。

2 請求人の主張における推認の適否について

請求人は、「請求人らが問題視する旧統一教会の関連団体の活動は、いずれも県政との関連性が認められるかが極めて疑わしい」「このような活動のために支出した経費に政務活動費を充当することは、違法または不当であると推認するのが相当である。」「したがって、旧統一教会の関連団体の活動に関わった経緯や当該活動内容の具体的内容が明らかとなり、かつ、これらが合理的なものでない限り、当該活動に関連した支出に政務活動費を充当することは手引に違反し、違法または不当というべきである。」などと主張しているため、以下検討する。

平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」とし、「それらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示している。

また、令和2年1月31日の大阪高裁の判決は、「控訴人らにおいて、相手方議員ら及び相手方会派らがした支出に政務活動費を充当したことが法律上の原因を欠くこと、すなわち、当該充当が使途基準に反するものであることを主張・立証しなければならない」と判示するとともに、控訴人らの「本

件手引における政務活動費の充当が不相当とされる経費の例示や使途基準の考え方に照らし、当該経費を政務活動費から充当することが不相当と認められるものに当たると推認させる一般的外形的な事実が立証されたときは、政務活動費からの充当が相当と認められる特段の事情が主張・立証されない限り、当該経費に対する政務活動費からの充当は不当利得に当たるとすべきである」旨の主張について、「確かに、住民が、収支報告書に計上された支出の有無及び内容を逐一把握することが困難な面があることは否定し得ない。しかし、そうであるからといって、控訴人らの上記主張のように解すると、結局、主張立証責任の転換を認めたことと同じ結果になりかねないところ、そのような転換を認めた法律上の規定は存在しない。」とした上で、「住民側において当該経費を政務活動費から充当することが不相当と認められるものに当たると推認させる一般的外形的な事実を主張立証しただけで、執行機関において政務活動費からの充当が相当と認められる特段の事情を主張・立証しない限り、当該充当が使途基準に反するものであることを事実上推定するというのは相当とはいえない。」と判示している。

これらを本件について見れば、政務活動の相手方や意見交換の内容等に関する具体的な公開の程度は、政務活動費の透明性と説明責任の確保の観点から、条例等の趣旨を踏まえて議会が自律的に定めるべきものと考えられ、監査委員を含む執行機関が、その支出に使途制限違反があることが明らかである場合を除き政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入って政務活動費充当の適否を審査することは予定されていない。請求人は、旧統一教会に対する自らの評価、認識に基づく見解を述べるにとどまり、本件支出が使途基準に違反し、宮城県が自由民主党・県民会議に対する不当利得返還請求権を有することを具体的、客観的に摘示したものと認められず、本件支出に関しては、政務活動実績報告書（政務活動記録簿）の記載や関係人調査等の結果に基づき、使途基準適合性を判断することが相当であり、上記判決が説示するとおり、本件請求に係る支出への政務活動費の充当が違法又は不当であることを事実上推認すべきとの請求人の主張についても、採用できない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないので請求を棄却する。

付言 議会に対する意見

政務活動は、議員個人が有する多様な関心や専門性を踏まえ、広範で自由な活動が認められるものであり、政務活動費は、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民の福祉の増進に必要な活動のため、有効かつ適正に活用されるべきである。

政務活動費の充当に当たっては、原資が公金である以上、一定の制約があるが、その運用は、議会と執行機関の二元代表制の下、相互の均衡と抑制の関係性を尊重し、会派及び議員の責任において、自主的、自律的に行われるべきものであり、議会及び各会派並びに議員各位におかれては、自らの見識と判断によって、以下のとおり取り組まれない。

- 1 議会においては、条例で定める「政務活動費を充てることができる経費の範囲」の明確化、収支報告書等のインターネット公開など、政務活動費の運用改善に努めてこられたところであるが、政務活動実績報告書（政務活動記録簿）の記載が抽象的であるために、県政への関わりや政務活動費充当の妥当性について分かりにくいものも見受けられる。

収支報告書等のインターネット公開は、県公金支出に係る透明性を高めるとともに、各議員の日頃の政務活動の実情を、負託を受けた県民に伝え、その信頼に応える好機ともいえるものであり、政務活動実績報告書（政務活動記録簿）の内容が、手引の記載例に基づき、より分かりやすいものとなるよう、更に取り組まれない。

- 2 各会派においては、政務活動費の透明性の確保に十分配慮し、政務活動実績報告書（政務活動記録簿）の記載について、議会自らが定めた手引の記載例に準じた記載となるよう所属議員を指導されたい。また、議員各位には、県民の負託と信頼に応えるべく、政務活動費のより一層適正な執行と使途の透明性向上を図り、その成果の県政への還元を期待する。

- 3 議長及び補助執行者である議会事務局においては、引き続き政務活動費の支出に係る関係書類の確認とその記録に万全を期し、指導及び調査機能を適切に発揮することにより、政務活動費の適正な運用に寄与されたい。

別紙1 支出一覧表

No.	議員名	年月日	経費の内容	場所	相手方等	支出金額(円)	活動目的及び活動内容等	備考
1	柏佑賢	R2.7.9	調査研究	榴岡公園	梶栗実行委員長・土井衆議院議員・石川議長他10名	1,152	宮城から祈りを込めて世界へPEACE ROADコンサート開会式に出席	
2		R2.8.20	調査研究	鉄砲町	平和連合●●さん	1,088	平和連合第2回議員書写道	支出金額は1日の合計額
3		R3.1.8	調査研究	平和連合協会ビル	●●ビル	1,152	地域振興に関する勉強会	支出金額は1日の合計額
4		R3.1.26	調査研究	雲野ビル	●●様	960	平和連合「議員書写道および勉強会」	
5		R3.1.31	調査研究	塩竈市杉村惇美術館	AAPピースロード・塩竈の役員・市民	160	スマイルコンサート in SHIOGAMAに出席	
6		R3.2.11	調査研究	平和連合雲野ビル	星山会長・●●・県議会議員	1,280	日韓トンネル推進宮城県民会議「役員会議」	
7		R3.5.24	調査研究	塩竈市内関連施設	教会長	480	平和連合主催勉強会に参加	支出金額は1日の合計額
8		R3.6.6	調査研究	多賀城市内文化センター	国会議員・県議・市町市議・市民の方々	288	世界平和統一家庭連合宮城教区主催 東日本大震災から10年を迎えてOnline Festival2021「Rally of Hope in MIYAGI」に参加	
9		R3.8.18	調査研究	青葉区内事務所	議員・●●さん	1,120	平和連合「書写道勉強会」 社会情勢等について意見交換	支出金額は1日の合計額
10		R3.8.31	調査研究	青葉区内議会棟	梶栗議長・議員	1,120	日本世界平和議員連合 「宮城県平和議員連合懇談会・設立会合」	支出金額は1日の合計額
11		R3.10.3	調査研究	青葉区内個人宅	●●さん・議員	3,680	平和連合「書写道」 政治に関わる諸課題について意見交換	支出金額は1日の合計額
12		R4.2.2	調査研究	雲野ビル書写道	県議・事務局長	1,024	宮城県平和大使協議会 「世界平和連合ビジョンセミナー2022」	
13					小計	13,504		
14	庄田圭佑	H29.6.14	調査研究	名護屋	民間団体	1,920	国際ハイウェイ構想・日韓トンネル建設プロジェクトの歴史的経緯と今後の展望、 各都道府県における推進議連等の状況について	
15		H29.6.28	調査研究		(株)ハッピーワールド(世一観光)	120,900	宮城県議視察団の旅行費用(福岡・佐賀)の支払い	
16		H30.10.25	調査研究		国際勝共連合	10,000	「国際勝共連合創立50周年記念大会」参加費	
17		H30.12.9	調査研究	名取文化センター	民間団体	1,920	世界情勢についての講演を拝聴	支出金額は1日の合計額
18		R1.12.8	調査研究	名取文化センター	民間団体	1,600	東アジアの平和と安全フォーラムを聴講	支出金額は1日の合計額
19		R2.1.26	調査研究	青葉区内会議室	民間団体	704	緊迫する東アジア情勢と今後についての講演を拝聴	支出金額は1日の合計額
20		R3.12.16~17	調査研究	東京都千代田区市ヶ谷内貸会議室	民間団体	23,384	アジアの平和と繁栄に関する講演を拝聴	支出金額は1日の合計額
21				小計	160,428			
22	高橋伸二	H29.6.14	調査研究	日韓トンネル試掘現場	現場事務所長	1,600	国際ハイウェイ構想・日韓トンネル建設プロジェクトの歴史的経緯と今後の展望、 各都道府県における推進議連等の現状調査	支出金額は1日の合計額
23		H29.7.3	調査研究		(株)ハッピーワールド(世一観光)	128,870	宮城県議視察団佐賀県玄海町視察研修旅行費用の支払い	
24		H30.12.15	調査研究		民団関係者	3,232	日韓交流について意見交換	支出金額は1日の合計額
25		R1.7.27	調査研究	青葉区内イベントホール	日韓交流促進団体	2,720	日韓の交流促進事業参加	支出金額は1日の合計額
26		R1.11.1	調査研究	青葉区内会議室	日韓交流協会関係者	2,432	総会・講演会・懇親会出席	
27		R2.1.26	調査研究	青葉区内会議場	団体役員	4,064	国際情勢について講演受け	支出金額は1日の合計額
28		R3.2.11	調査研究	宮城野区内会議室	日韓交流促進団体職員	2,656	日韓交流促進について講演受講	支出金額は1日の合計額
29		R3.6.6	調査研究	多賀城市内集会施設	文化団体関係者	2,720	文化振興について講演受講	
30					小計	148,294		

No.	議員名	年月日	経費の内容	場所	相手方等	支出金額(円)	活動目的及び活動内容等	備考	
31	佐々木喜藏	H29.6.14	調査研究	名護屋	国際ハイウェイ財団	4,288	日韓トンネル建設プロジェクト現地視察、意見交換	支出金額は1日の合計額	
32		H29.7.4	調査研究		(株)ハッピーワールド(世一観光)	120,900	宮城県議視察団佐賀県玄海町視察研修旅行費用の支払い		
33		H29.12.3	調査研究	日立システムズホール仙台	日韓トンネル県民会議	3,264	日韓トンネル県民会議設立大会出席 構想実現に向けての意見交換		
34		H29.12.19	調査研究	石巻市内団体事務所	世界平和連合	320	世界平和について周辺諸国との関係改善や環境整備について勉強会		
35		H30.7.28	調査研究	錦町公園	ピースロードフェスティバル実行委員会	3,328	ピースロードフェスティバル参加、復興支援について意見交換		
36		R1.7.27	調査研究	エルパーク仙台	ピースロード実行委員会	3,328	ピースロード2019仙台大会出席、意見交換 104km		
37		R1.12.8	調査研究	名取市文化会館	平和連合	5,216	会長講演会出席、世界平和について意見交換	支出金額は1日の合計額	
38		R2.8.6	調査研究	石巻市蛇田内団体事務所	平和連合	384	家庭と社会、青少年健全育成について意見交換		
39		R3.2.11	調査研究	宮城野区内団体事務所	世界平和連合	3,392	国際交通網構想について勉強会		
40		R3.4.25	調査研究	石巻市蛇田内団体事務所	世界平和連合	384	宮城県の人口動態、コロナウイルス感染症について意見交換		
41		R3.12.16	調査研究	青葉区内団体事務所	世界平和連合役員	3,328	世界平和と日韓トンネルについて意見交換		
42		R4.2.2	調査研究	宮城野区内団体事務所	世界平和連合	3,840	世界平和、家庭愛和について意見交換	支出金額は1日の合計額	
43					小 計	151,972			
44		石川光次郎	H29.6.29	調査研究		(株)ハッピーワールド(世一観光)	17,250	宮城県議視察団の旅行費用(キャンセル手数料)の支払い	
45			H29.8.17	調査研究	青葉区内飲食店	宗教団体関係者	2,400	世界平和に関する国際交流について意見交換	支出金額は1日の合計額
46	H29.6.23		調査研究	青葉区県議会棟	宗教団体関係者	640	国際交流について意見交換	支出金額は1日の合計額	
47	H30.7.28		調査研究	青葉区内公園	国際平和活動団体	1,088	国際平和活動について意見交換	支出金額は1日の合計額	
48	H30.12.9		調査研究	名取市市内ホール	宗教団体関係者	3,104	家族のあり方について講演拝聴・意見交換	支出金額は1日の合計額	
49	R1.7.23		調査研究	青葉区内会議室	宗教団体関係者	864	近隣諸国との平和外交について意見交換	支出金額は1日の合計額	
50	R1.7.27		調査研究	青葉区区内ホール	宗教団体関係者他	672	国際親善事業について意見交換	支出金額は1日の合計額	
51	R1.7.30		調査研究	青葉区内会議室	宗教団体関係者他	640	東アジアの平和外交について意見交換		
52	R1.12.7		調査研究	青葉区内宗教団体関連施設	宗教団体関係者	1,536	社会教育の在り方について意見交換		
53	R1.12.8		調査研究	名取市内文化会館	宗教団体関係者	3,072	東アジアの安全保障と外交について意見交換	支出金額は1日の合計額	
54	R2.1.26		調査研究	青葉区区内ホール	宗教団体関係者	3,168	世界平和について意見交換・講演拝聴	支出金額は1日の合計額	
55	R2.6.18		調査研究	青葉区内会議室	宗教団体関係者	768	東アジアの安全保障について意見交換	支出金額は1日の合計額	
56	R2.7.11		調査研究	宮城野区区内公園	宗教団体関係者ほか	480	東アジア平和運動について意見交換		
57	R2.9.15		調査研究	青葉区県議会棟	宗教団体関係者	1,184	アジア平和運動について意見交換	支出金額は1日の合計額	
58	R3.2.10		調査研究	青葉区内会議室	宗教団体関係者	736	東アジア情勢について講演拝聴・意見交換	支出金額は1日の合計額	
59	R3.2.11		調査研究	宮城野区区内会議室	宗教団体関係者ほか	672	アジア平和政策について講演拝聴	支出金額は1日の合計額	
60	R3.4.25		調査研究	青葉区内会議室	宗教法人役員他	2,688	東アジア平和的外交に関する講演拝聴・意見交換 (オンライン会議)	支出金額は1日の合計額	
61	R3.5.15		調査研究	青葉区内会議室	宗教団体関係者ほか	1,504	平和外交についてズーム会議・講演拝聴	支出金額は1日の合計額	
62	R3.6.2		調査研究	宮城野区相手方事業所	宗教団体関係者	736	東アジアの現状について意見交換	支出金額は1日の合計額	
63					小 計	43,202			
64				合 計	517,400				

措置請求書に係る支出の政務活動費充当状況一覧

No.	議員名	経費	年月日	目的地		相手方等	支払額(円)	活動目的及び活動内容等
				市町村名等	場所(会場等)			
1	柏佑賢	調査研究費	R2.7.9	仙台市宮城野区	榴岡公園	梶栗実行委員長・土井衆議院議員・石川議長他十名	1,152	宮城から祈りを込めて世界へPEACE ROADコンサート開会式に出席
2	柏佑賢	調査研究費	R2.8.20	仙台市宮城野区	鉄砲町書写道	平和連合●●さん	1,088	平和連合第2回議員書写道
3	柏佑賢	調査研究費	R3.1.8	仙台市青葉区	平和連合協会ビル	●●様	1,152	地域振興に関する勉強会
4	柏佑賢	調査研究費	R3.1.26	仙台市宮城野区	雲野ビル	●●様	960	平和連合「議員書写道および勉強会」
5	柏佑賢	調査研究費	R3.1.31	塩釜市	塩釜市杉村惇美術館	A A Pピースロード・塩釜の役員・市民	160	スマイルコンサート in SHIOGAMAに出席
6	柏佑賢	調査研究費	R3.2.11	仙台市宮城野区	平和連合雲野ビル	星山会長・●●・県議会議員	1,280	日韓トンネル推進宮城県民会議「役員会議」
7	柏佑賢	調査研究費	R3.5.24	塩釜市	関連施設	教会長	480	平和連合主催勉強会に参加
8	柏佑賢	調査研究費	R3.6.6	多賀城市	文化センター	国会議員・県議・市町市議・市民の方々	288	世界平和統一家庭連合宮城教区主催 東日本大震災から10年を迎えてOnline Festival2021「RALLY of HOPE in MIYAGI」に参加
9	柏佑賢	調査研究費	R3.8.18	仙台市青葉区	事務所	議員・●●さん	1,120	平和連合「書写道」勉強会 社会情勢等について意見交換
10	柏佑賢	調査研究費	R3.8.31	仙台市青葉区	議会棟	梶栗議長・議員	1,120	日本・世界平和議員連合 「宮城県平和議員連合懇談会・設立会合」
11	柏佑賢	調査研究費	R3.10.3	仙台市青葉区	個人宅	●●さん・議員	3,680	平和連合「書写道」 政治に関わる諸課題について意見交換
12	柏佑賢	調査研究費	R4.2.2	仙台市宮城野区	雲野ビル書写道	県議・事務局長	1,024	宮城県平和大使協議会 「世界平和連合ビジョンセミナー2022」
13						小計	13,504	
14	庄田圭佑	調査研究費	H29.6.13~14	佐賀県唐津市	名護屋	民間団体	1,920	国際ハイウェイ構想・日韓トンネル建設プロジェクトの歴史的経緯と今後の展望、各都道府県における推進議連等の状況について
15	庄田圭佑	調査研究費	H29.6.28			(株)ハッピーワールド(世一観光)	120,900	福岡県・佐賀県外調査視察旅費
16	庄田圭佑	調査研究費	H30.10.25	東京都千代田区	ホテル	国際勝共連合	10,000	「国際勝共連合創立50周年記念大会」参加費
17	庄田圭佑	調査研究費	H30.12.9	名取市	名取文化センター	民間団体	1,920	世界情勢についての講演を拝聴
18	庄田圭佑	調査研究費	R1.12.8	宮城県名取市	名取文化センター	民間団体	1,600	東アジアの平和と安全フォーラムを聴講
19	庄田圭佑	調査研究費	R2.1.26	仙台市青葉区	会議室	民間団体	704	緊迫する東アジア情勢と今後についての講演を拝聴
20	庄田圭佑	調査研究費	R3.12.16~17	東京都千代田区市ヶ谷	貸会議室	民間団体	23,384	アジアの平和と繁栄に関する講演を拝聴
21						小計	160,428	
22	高橋伸二	調査研究費	H29.6.13~14	佐賀県唐津市	日韓トンネル試掘現場	現場事務所長	1,600	国際ハイウェイ構想・日韓トンネル建設プロジェクトの歴史的経緯と今後の展望、各都道府県における推進議連等の現状調査
23	高橋伸二	調査研究費	H29.7.3			(株)ハッピーワールド(世一観光)	128,870	日韓トンネル建設プロジェクトについて現状調査
25	高橋伸二	調査研究費	R1.7.27	青葉区	イベントホール	日韓交流促進団体	2,720	日韓の交流促進事業参加

No.	議員名	経 費	年月日	目的地		相手方等	支払額 (円)	活動目的及び活動内容等
				市町村名等	場所 (会場等)			
26	高橋伸二	調査研究費	R1.11.1	青葉区	会議室	日越交流協会関係者	2,432	総会・講演会・懇親会出席
27	高橋伸二	調査研究費	R2.1.26	青葉区	会議場	団体役員	4,064	国際情勢について講演受け
28	高橋伸二	調査研究費	R3.2.11	宮城野区	区内会議室	日韓交流促進団体職員	2,656	日韓交流促進について講演受講
29	高橋伸二	調査研究費	R3.6.6	多賀城市	集会施設	文化団体関係者	2,720	文化振興について講演受講
30				小 計			145,062	
31	佐々木喜藏	調査研究費	H29.6.14	佐賀県唐津市	名護屋	国際ハイウェイ財団	4,288	日韓トンネル建設プロジェクト現地視察、意見交換
32	佐々木喜藏	調査研究費	H29.7.4			(株)ハッピーワールド(世一観光)	120,900	佐賀県視察旅費
33	佐々木喜藏	調査研究費	H29.12.3	仙台市青葉区	日立システムズホール 仙台	日韓トンネル県民会議	3,264	日韓トンネル県民会議設立大会出席 構想実現に向けての意見交換
34	佐々木喜藏	調査研究費	H29.12.19	石巻市蛇田	団体事務所	世界平和連合	320	世界平和について周辺諸国との関係改善や環境整備について勉強会
35	佐々木喜藏	調査研究費	H30.7.28	仙台市青葉区	錦町公園	ピースロードフェスティバル実行委員会	3,328	ピースロードフェスティバル参加、復興支援について意見交換
36	佐々木喜藏	調査研究費	R1.7.27	仙台市青葉区	エルパーク仙台	ピースロード実行委員会	3,328	ピースロード2019仙台大会出席、意見交換
37	佐々木喜藏	調査研究費	R1.12.8	名取市増田	名取市文化会館	平和連合	5,216	会長講演会出席、世界平和について意見交換
38	佐々木喜藏	調査研究費	R2.8.6	石巻市蛇田	団体事務所	平和連合	384	家庭と社会、青少年健全育成について意見交換
39	佐々木喜藏	調査研究費	R3.2.11	仙台市宮城野区	団体事務所	世界平和連合	3,392	国際交通網構想について勉強会
40	佐々木喜藏	調査研究費	R3.4.25	石巻市蛇田	団体事務所	世界平和連合	384	宮城県の人口動態、コロナウイルス感染症について意見交換
41	佐々木喜藏	調査研究費	R3.12.16	仙台市青葉区	団体事務所	世界平和連合役員	3,328	世界平和と日韓トンネルについて意見交換
42	佐々木喜藏	調査研究費	R4.2.2	仙台市宮城野区	団体事務所	世界平和連合	3,840	世界平和、家庭愛和について意見交換
43				小 計			151,972	
44	石川光次郎	調査研究費	H29.6.29			(株)ハッピーワールド(世一観光)	17,250	佐賀県唐津市・玄海町視察キャンセル料
45	石川光次郎	調査研究費	H29.8.17	青葉区	区内飲食店	宗教団体関係者	2,400	世界平和に関する国際交流について意見交換
46	石川光次郎	調査研究費	H29.6.23	青葉区	県議会棟	宗教団体関係者	640	国際交流について意見交換
47	石川光次郎	調査研究費	H30.7.28	青葉区	区内公園	国際平和活動団体	1,088	国際平和活動について意見交換
48	石川光次郎	調査研究費	H30.12.9	名取市	市内ホール	宗教団体関係者	3,104	家族のあり方について講演拝聴・意見交換
49	石川光次郎	調査研究費	R1.7.23	青葉区	区内会議室	宗教団体関係者	864	近隣諸国との平和外交について意見交換
50	石川光次郎	調査研究費	R1.7.27	青葉区	区内ホール	宗教団体関係者他	672	国際親善事業について意見交換

No.	議員名	経 費	年月日	目的地		相手方等	支払額（円）	活動目的及び活動内容等
				市町村名等	場所（会場等）			
51	石川光次郎	調査研究費	R1.7.30	青葉区	区内会議室	宗教団体関係者他	640	東アジアの平和外交について意見交換
52	石川光次郎	調査研究費	R1.12.7	青葉区	区内宗教団体関連施設	宗教団体関係者	1,536	社会教育の在り方について意見交換
53	石川光次郎	調査研究費	R1.12.8	名取市	市内文化会館	宗教団体関係者	3,072	東アジアの安全保障と外交について講演拝聴
54	石川光次郎	調査研究費	R2.1.26	青葉区	区内ホール	宗教団体関係者	3,168	世界平和について意見交換・講演拝聴
55	石川光次郎	調査研究費	R2.6.18	青葉区	区内会議室	宗教団体関係者	768	東アジアの安全保障について意見交換
56	石川光次郎	調査研究費	R2.7.11	宮城野区	区内公園	宗教団体関係者ほか	480	東アジア平和運動について意見交換
57	石川光次郎	調査研究費	R2.9.15	青葉区	県議会棟	宗教団体関係者	1,184	アジア平和運動について意見交換
58	石川光次郎	調査研究費	R3.2.10	宮城野区	区内会議室	宗教団体関係者	736	東アジア情勢について講演拝聴・意見交換
59	石川光次郎	調査研究費	R3.2.11	宮城野区	区内会議室	宗教団体関係者ほか	672	アジア平和政策について講演拝聴
60	石川光次郎	調査研究費	R3.4.25	青葉区	区内会議室	宗教法人役員他	2,688	東アジア平和的外交に関する講演拝聴・意見交換（オンライン会議）
61	石川光次郎	調査研究費	R3.5.15	青葉区	区内会議室	宗教団体関係者ほか	1,504	平和外交についてズーム会議・講演拝聴
62	石川光次郎	調査研究費	R3.6.2	宮城野区	相手方事業所	宗教団体関係者	736	東アジアの現状について意見交換
63						小 計	43,202	
64						合 計	514,168	